

市民フォーラム 2 1 第 4 回防災部会 会議録（要旨）

日時 平成 17 年 11 月 28 日（木）午前 9 時 30 分から

場所 第二庁舎 10 階 講堂

ワークショップの結果について

特に意見なし

事務局

ワークショップのまとめは、4 月以降に策定する基本計画においても活用いただきたい。

今後の予定について

部会長（ホワイトボードで説明）

第 4 回（11 月 28 日） 基本構想骨子の審議（たたき台の提示）

第 5 回（12 月 26 日） 基本構想骨子の審議

第 6 回（1 月 27 日） 基本構想素案の審議（たたき台の提示）

第 7 回（2 月 23 日） 基本構想素案の審議

第 8 回（4 月 日） 基本計画素案の審議（たたき台の提示）

審議会への答申

なお、部会での審議は資料 2 の 基本構想と 基本計画に関して行い、 の実施計画は審議の対象ではない。

防災部会に係る施策の大綱骨子たたき台について

部会長

基本構想 施策の大綱の骨子たたき台について、ご意見をお願いします。

部会員

施策の大綱の骨子たたき台を議論する前に、地域防災計画や、今後策定する国民保護計画、また、防犯条例が制定された時の総合計画との整合性・関係性がどうなるのかよくわからない。

事務局

現行の総合計画第 3 章に基づき、防災、防犯等の市民の安全・安心について、第四次総合計画ではどのような方向性にするのか、どのような形で描いていくのかを大きく捉えてご議論いただければよろしいかと思う。現在並行して策定している計画等については、総合計画の趣旨の中で、整合性をとりながら、進めていく形になる。

防犯条例など、各種計画等の進捗状況を、今後、皆さんにお知らせしていく。

部会長

総合計画策定に当たり、防災部会に関係する計画や制度等を知る必要がある。その上で、現状を踏まえた実現可能なことをトータルで議論すべきである。そのために、あらゆる情報提供をしていただきたい。

第三専門部会員（防犯条例の状況説明）

防犯条例について、現在、15名で構成する委員会で審議中であり、4回の審議が終了している。防犯条例の目的は、防犯意識の高揚や地域活動の支援であり、内容は、地区の組織づくりと推進協議会の設置に関することである。諮問は3月に行われ、答申については、現段階で未定である。

部会長

4ページの「1 災害に強いまちづくりの推進」の基本計画に向けた要素の2つ目の項目について、「…適切な役割分担」の後に、「の明確化と周知徹底」を加えたらどうか。

部会長

5ページの「2 安心して暮らせる安全社会の形成」の1つ目の項目について、「…交通事故のない安全なまち…」は現実的ではないので、「…交通事故の軽減でより一層安全なまち…」にしたらどうか。また、関連して、タイトル2の「安心して暮らせる安全社会の形成」を「より一層安心して暮らせる安全社会」にしたらどうか。

残念ながら、リスクがかなりあるということを市民に理解してもらって安全・安心の向上に努めることが基本となると思う。

部会員

「…交通事故の撲滅を目指し…」はどうか。

部会員

交通事故に関しては、絶対がないということが前提なので、「…交通事故のない安全なまち…」でよいと思う。「交通事故の軽減」では、やさしすぎると思う。

部会長

災害も発生してしまうし、交通事故も起きてしまう。出来ないことを行政で出来るという表現にしてしまうのは如何なものかと思う。

部会員

私の職場の安全対策における労災事故の目標設定は、ゼロはない。ワンランク下げた目標設定をしている。

第三専門部会員

長野市全体では、交通事故がないということはありませんが、地域で見ると、交通事故がない地域もあるので、住民の地域活動における目標という点から「…交通事故のない安全なまち…」でよいのではないかと。

部会長

事故の「ない」、「軽減」、「撲滅を目指し」という表現の問題は、皆さんもよくお考えになっていただき、今日のところは、ご意見をお伺いしたということにしたい。

部会員

5ページの「2 安心して暮らせる安全社会の形成」の2つ目の項目について、「地域ぐるみ」とあるが、地域とは、どこをもって地域というのか、人それぞれ解釈が違うのではないか。

また、地域内部で活動する「地域ぐるみの防犯対策」とは別個に、地域だけでは対応できない越境型の犯罪等に対する広い範囲の視点からの枠組みも加えた方がよいのではないか。

部会長

どのような内容（文言）にするのか、次回までにお考えいただき、検討していきたい。

部会長

4ページのタイトル及びまちづくりの方向性について、タイトルの「安全で安心して暮らせるまち」及び、まちづくりの方向性の2行目の「安全で安心な…」のそれぞれの「安全」の前に「より一層」という表現を加えることが好ましいと思うが如何か。

また、＜施策の視点＞の2つ目の項目「災害、犯罪等に対する備え、知識及び危機意識の共有」の後に、（危険がいっぱい、明日は我が身という現実をしっかりとつかめるような具体的データを含む情報の提供が必須）の文言を加えたらどうか。

危機意識を共有するためには、どのようなリスクがあるのか、きめ細かな情報提供を心がけることが大事なことであると思う。

事務局

事務局からの意見は、なるべく差し控えさせていただきたいと思っているが、今回の施策の大綱の骨子は、将来の基本的な方向性について議論いただくものであり、ワークショップの中でたくさん出していただいた意見（キーワード）をかなり絞り込んで表現しているので、議論しにくい点もあると思われる。具体的な内容については、4月以降策定の基本計画の中で議論させていただきたいが、基本計画に向けた要素について、落ちている要素等があればご意見を頂戴いただきたい。

部会長

ここでは、具体的なことは書きたくないが、とおり一辺の内容ではなく、今までの姿勢と違うところを皆さんの知恵を借りて出していきたいと思っている。

(庁内課長職員で組織する専門部会において出された意見について)

部会長

1点目として、まちづくりの方向性の中の「災害、犯罪」の同列的な表現は違和感(災害は自然発生、犯罪は人的なもの)があるという意見については、災害においても人的な要因もあるし、また、市民の安全、安心にかかわるという点から、事務局の提示した表現でよいと思う。

2点目として、第3章のタイトルにもある「安全、安心」という表現は、すべての分野に絡んでくるのではないかという意見については、事務局としては、市民の生命と財産を守るという観点から第3章に関しては、特に関係が深いという意味で表現しているとのことだが、もっと適切なタイトルの表現があれば、替えてもよいのかなと思っている。タイトルを替えるべきということではなく、あればということで、次回までの宿題とさせていただきたい。

3点目として、食品衛生、環境・薬事衛生(斎場含む)は、福祉、環境部会で扱うのが適切ではないかという意見が出されている。このことについては、本部会においても審議する予定である。

行財政運営関係専門部会からの報告（構想の実現に向けて）について

事務局

行財政運営関係については、全部会に関連があり、庁内で組織する専門部会だけで審議している。

部会長

行財政運営関係専門部会からの報告について、ご意見をお願いします。

第三専門部会員

過日、環境部会に出席したが、7ページの「3 効率的な行財政運営の推進」の<基本計画に向けた要素>の中の「少数精鋭による定員管理」については、環境部会でもうたっているが、だぶってもよいのか。

また、一番下の項目の「戦略的な予算配分」とはどういうものか。

事務局

環境部会においても、意見を頂戴したが、類似する点と意味合いが異なる点があるので、意見を頂戴して、事務局で最終的に整理する予定である。

「戦略的な予算配分」については、庁内で財政構造改革プログラムの見直しがされており、今後実施段階に入ってくるが、このプログラムの内容との関係を持ちながら表現している。

部会長

裏付けがあってお書きになっていると思うが、例えばPFI事業の具体的な計画はどうなっているのか。

事務局

PFI事業については、現在、産業政策部の観光課で「温湯温泉事業」で実施している。今後については、民間活力を積極的に導入する意向で、各課において具体的に行える事業を検討している。

部会長

都市内分権は、現在、どのような段階なのか。

事務局

現在、審議会で検討しており、年度内に答申をいただく予定になっている。具体的な内容については、現段階では申し上げられない。

部会長

6ページの「1 市民と行政のパートナーシップ」の<基本計画に向けた要素>の中の項目に、「施策形成過程からの積極的な市民参画」は、上段の「都市内分権の推進」と絡んでくると思うが、具体的に「積極的な市民参画」をどのような形で、どう裏付けをしていくのか、権限や予算をどこまで下におろすのかがポイントになると思う。この点きっちりしておかないと市民参画にはならないと思う。

事務局

市民と行政が協働のまちづくりをより進めるため、都市内分権の中でもある程度、地域に任せる権限や予算等を検討しているところである。具体的にどのような形にするかは、審議会の動向からはっきり見えてくると思う。また、「施策形成過程からの積極的な市民参画」に関しては、各種審議会や本部会のような作業部会に市民のみなさんに参画していただいたり、市民施策提案事業などを実施している。都市内分権の推進とのかかわりもあるものである。

部会長

厳しい言い方だが、都市内分権によって、雑用だけが下におりないようお願いしたい。

部会員

「協働」という言葉は、あらゆるところで使われ、認知されているが、長野市が行おうとしている「協働」はどのようなものなのか、イメージがよくわからない。協働の意味（定義）を注記した方がよいのではないか。

事務局

第三次長野市総合計画後期基本計画の137ページ下段に、協働についての注記しており、「市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。」と定義している

部会長

協働してもらえる市民は、何か活動をしている人とか、役をしている人に限られてしまうことが現状であり、一般の市民一人ひとりが協働してもらえるにはどうしたらよいのか、難しい問題点だと思う。協働の実現に向け、具体的にどうすべきかを考えていかななくてはならない。

事務局

本件及び防災部会の骨子たたき台に関する意見や提案を別添様式により、12月2日までに提出いただきたい。